



内閣府（防災担当）

## 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第11回） 議事要旨について

### 1. 検討会の概要

日 時：令和5年11月13日（月）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室  
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、磯打委員、入江委員、奥村委員、片田委員、加藤委員、小室委員、  
小山委員、阪本委員、関谷委員、根本委員、濱田委員（代理）、平田委員、  
廣井委員、渡邊委員（代理）（15名）

### 2. 議事要旨

事務局から、「前回ワーキンググループにおける意見等について」、「南海トラフ巨大地震における普及啓発について」等について、資料に基づいて説明を行うとともに、高知県黒潮町松本町長から「黒潮町の津波防災まちづくり」、片田委員から「巨大災害想定に向かい合うわが国の防災にもとめられること」について話題提供があり、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 普及啓発に関する様々な取組が実施されているものの、どのような効果があったのか明らかになっていないため、取組の実効性や持続性をきちんと評価・検証することが必要である。
- 「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」は、普及啓発の現状を知るための非常に重要な調査であるため、今後も改善して続けていただきたい。また、地域ごとの意識の違いが分かるように丁寧に集計・分析していただきたい。
- デジタル技術の活用と同様に、普及啓発は、その取組が直接の目的ではなく、行政や住民の理想とする姿に向かって段階的に近づくための手段であることを認識して議論する必要がある。
- 防災学習は、将来にわたった防災意識の向上につながるため、小中学校などにおいて防災学習を一定時間確保するなど、計画に位置付けて中長期的に取り組む必要がある。
- 室内の安全対策について、家具の固定器具の販売や取付についてはホームセンターや、水・食料の備蓄については量販店等と連携し、官民協働で啓発に取り組む必要がある。

- 南海トラフ地震臨時情報について、これまで発表されたことがなく、住民もイメージしづらい点が、認知率の低さにつながっていると思われる。国においても、丁寧な周知を継続する必要がある。
- 東日本大震災以降、様々な被害の想定を大きくすれば良いと思われがちであるが、被害想定公表による負の効果をきちんと認識したうえで、今後の安全な社会づくりの方策の検討に活かす必要がある。
- 地区防災計画は、住民が主体的に考える非常に重要なツールであるが、形式的に普及してしまう可能性がある。主役である住民がしっかり取り組んで、行政が支援し、その結果を次の段階に進めていく、という道筋をきちんと浸透させる必要がある。
- 防災推進協議会をはじめとする様々な普及啓発の実施主体が存在するが、最近の社会状況に合うように、普及啓発のターゲットや目的を見直す必要がある。
- 行政サービスとしての防災には限界があり、行政がサポートしながら地域ぐるみで住民による防災を浸透させるには、国レベルで大きく発想を転換させる必要があり、きちんとアピールする必要がある。その際、新たな被害想定や防災対策が公表されるタイミング、過去の地震の周年のタイミングなど、機会をとらえた情報発信をする必要がある。
- 防災意識は高いものの、対策が思うように進まないことに悩んでいる方々に対して、工夫やアイデアが出てくる環境づくりや、それらとセットにした普及啓発を進める必要がある。
- 黒潮町と同様に成果を出している自治体の取組事例は他にもあると考えられるので、きちんとモデルケースとして展開するとともに、他の自治体でできない要因を分析する流れが必要である。
- 災害前と災害後において、行政と地域・住民それぞれの役割分担を明らかにしたうえで戦略的に広報していく必要がある。
- 南海トラフ地震の被害想定に対して、地域ごとに様々な戦略を考えていく必要があるが、自治体の職員と様々な専門家が議論できる環境を平時から構築していく必要がある。
- 普及啓発の相手としての都道府県と基礎自治体は、国との情報のやり取りが大きく異なることから、基礎自治体に対する普及啓発を明示的に取り組む必要がある。
- 被害想定について、ハザードの規模だけでなく、どのくらいの頻度で発生する可能性があるのか、どれだけ投資することによってどのくらい被害が減るのか、明らかにしておく必要がある。また、国民の認識を深めるため、科学に関する基本的な考え方についての教育もきちんと位置付ける必要がある。
- 被害想定をはじめとする客観的な数値データをもって住民を説得させるプロセスではなく、住民が納得し、内発的な意識を作り上げていく、共感のコミュニケーションが非常に重要である。

- 自治体独自の被害想定を公表するにあたって、住民の行動につながるような結果をどのような形で示すべきなのか、国からガイドラインのようなものを提示する必要がある。

以上